

あぐりめ〜る新川

第53号(平成24年1月発行)
富山県新川農林振興センター
〒938-0801 黒部市荻生3200
(TEL) 担い手支援課 (0765)52-0268
(0765)52-5192
農業普及課 (0765)52-0094
(0765)52-0945
(FAX) (0765)52-3115

富山県適正農業規範(とやまGAP規範)の実施について ~規範に基づくGAPに取り組みましょう!!

「食の安全」や「環境の保全」への県民の意識が高まっている中で、一昨年の県議会において「富山県適正農業規範に基づく農業推進条例」が可決・制定されました。

この条例では、「農業生産において、安全な農産物を生産し、環境を保全し、農業者の安全を確保する」ための具体的な取組を『富山県適正農業規範』(以下「とやまGAP規範」として定め、県を挙げてこの規範に基づく適正な農業(いわゆる「GAP(ギャップ)(Good Agricultural Practice)」)を推進していくこととしています。

このGAPの取組は、農家の皆さんが自らの生産活動を点検・改善していくことにより、農産物の安全性と品質が確保され、環境との調和にも配慮した消費者等から信頼される産地として、また、農業者の安全も確保することにより本県農業の持続的な発展を目指すものです。

今回はその概要を紹介しますが、今後、各種機会を通じて、このGAPの取組について農家の皆さんのご理解とご協力を賜り、平成24年4月からの実践を目指していきます。

★「とやまGAP規範」のねらい =====

① 適正な農業の推進

○規範項目について取組事項を確実に実践することにより、問題発生リスクが減り、環境と人にやさしい農業が実現され、結果として農産物の安全などの目的が達成されます。

② 経営のレベルアップ・安定化

○規範項目や取組事項の検討及び見直しが継続することで、品質が向上し、経営全体の無駄が排除されるなど経営のレベルアップや安定化が図られます。

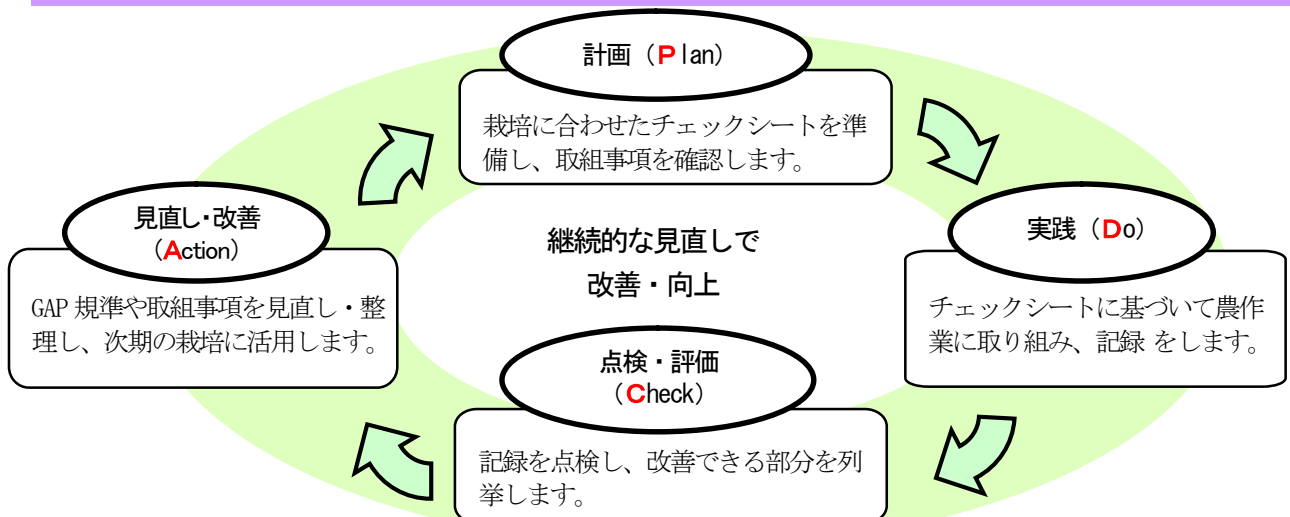
③ 消費者の信頼性の向上

○各農業者のGAP規準が明確となり、また、取組が記録として残ることとなるため、消費者等への的確な情報提供が可能となり信頼性が向上します。

★農業者のGAP実践イメージ =====

○規範項目について、自らの農業生産の形態等に応じて、到達すべきGAP規準を設定します。

○設定したGAP規準を達成するための具体的な取組事項を決め、確認・評価するためのチェックシートを作成します。



平成23年度の稲作反省と次年度に向けた技術対策

平成23年度の稲作は、気象変動の大きな年であったにもかかわらず、一等米比率が県下のトップクラスに復活するなど、収量・品質ともすばらしい成績でした。ひとえに、生産者の皆様が田植時期の繰り下げを始め、的確な施肥や水管理などの技術対策に真摯に取り組まれた成果です。

1 平成23年度の稲作反省

(1) 収量

県東部の作況指数は103の「やや良」、10a当たり収量は550kgと、平成20年度に次ぐ高い収量となりました。幼穂形成期から出穂期にかけて、気温と日射量が適度に確保されたことにより穎花が退化せず籾殻も大きくなり、さらに登熟初期の高温の影響から、玄米千粒重が大きくなったことが多収の要因と考えられます。管内における具体的な収量構成要素は次のとおりです(表1)。

表1 コシヒカリの収量構成要素(新川管内、水稻生育基礎調査ほ平均)

年度	穂数		籾数		登熟歩合 (%)	玄米千粒重 (g)
	(本/株)	(本/m ²)	(粒/穂)	(粒/m ²)		
H23	19.6	359(99)	81.9(104)	29,500	86.4	23.5
H22	18.5	342(94)	84.7(107)	29,000	83.3	22.3
近年	19.8	362(100)	78.8(100)	28,600	85.4	22.6

* ()は近年を100とした指数

(2) 品質

管内のコシヒカリの1等比率は93.5%と、昨年(48.7%)より大幅に向上し、県平均(80.2%)に比べ10%以上高くなりました(10月末現在)。

田植時期の繰り下げ徹底によって出穂期を調整できたことや、中干しの適期実施によって根の健全化と籾数を抑制できたことが大きな要因として挙げられます。

具体的には次のとおりです。

① 登熟期間の気温は、記録的な猛暑であった昨年より概ね低く推移し、特に8月19~29日は平年値を下回りました(図1)。

出穂期が8月6日(管内平均)の場合、出穂後20日間の平均気温は25.7℃(昨年比-1.7℃、近年比-0.4℃)で、概ねコシヒカリの登熟適温の範囲内となりました。

② 平成22年は一穂籾数の過剰により白未熟粒が多発しましたが、平成23年は適期中干し実施や的確な肥培管理などによりm²当たり穂数が概ね適正に確保され、一穂籾数の過剰が改善されました(図2)。

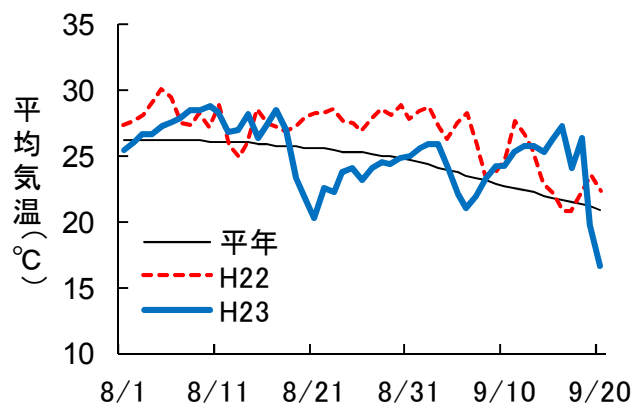


図1 登熟期間の平均気温の推移(魚津アメダス)

以上により、目視による玄米品質調査では、平成22年に比べ乳白粒や心白粒の発生が7.3%減少し、整粒歩合が13.9%向上しました(図3)。

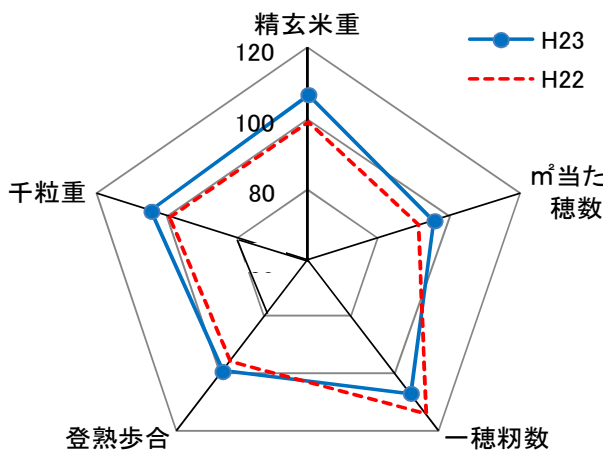


図2 収量及び収量構成要素の目標対比

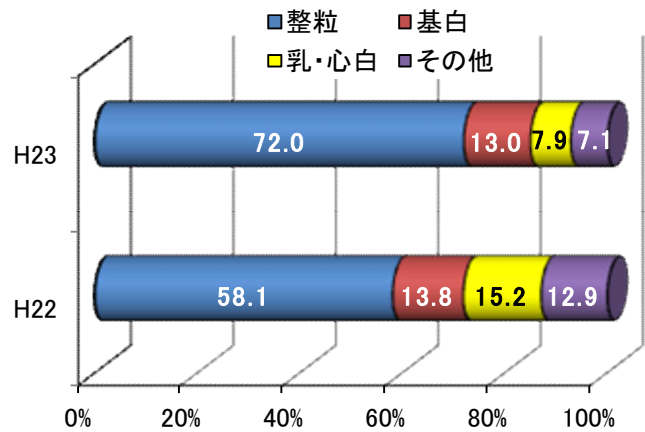


図3 目視による玄米品質調査結果

(3) 品質低下の事例

全般的には良好でしたが、一方で、除青未熟粒(検査数量に占める割合3.4%)、心白粒(同0.9%)、斑点米(黒点米類似粒を含む)(同0.7%)などにより等級が格下げとなった事例がみられました。

【品質低下事例】

- ・ 出穂期が早い場合に、8月2半旬の高温の影響を受けて基白粒が発生した。
- ・ 粒数が過剰の場合に、8月3半旬の寡照の影響を受けて弱勢穎花を中心に心白粒が発生した。
- ・ 薬剤防除や草刈りの不徹底により、カメムシ類による斑点米が発生した。
- ・ 早期に落水した圃場では、9月中旬の高温も相まって胴割米が発生した。

また、一部地域では、ニカメイチュウ、イネアオムシ、コバネイナゴなどの害虫や稲こうじ病、紋枯病などの病害が発生し、格下げの原因にはならなかったものの、登熟低下の原因となりました。

2 次年度に向けた技術対策

米を巡っては、東日本大震災によるの影響など需給見通しが不透明さを増す中で、引き続き、売れる米づくりに努めることが肝要です。そのためには、土づくりを始めとした、技術対策をしっかりと行うことが大切です。

課題	重点技術対策
① 高温に負けない元気な土づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堆肥や発酵鶏糞、緑肥などの有機物やケイ酸質資材の積極的な施用 ・ 深耕による根圏の拡大(作土深15cm以上の確保)
② 高温登熟の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ コシヒカリの5月15日を中心とした田植えの徹底(8月5日以降の出穂となるよう5月10日以降の田植えの推進)
③ 初期生育の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栽植密度60~70株/坪の確保(茎数が確保しにくい場合は70株/坪) ・ 植付け深さ3cmの徹底 ・ 苗の活着後の浅水管理の徹底
④ 適正な生育量への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月初旬の溝掘りと適期の中干しの徹底 ・ 土壌条件や生育・気象状況に応じた的確な穂肥施用
⑤ 稲体の活力維持とカドミウムの吸収抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出穂後20日間の湛水管理の徹底 ・ 収穫5~7日前までの間断かん水の励行
⑥ 病虫害防除の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病虫害の発生予察の強化 ・ 病虫害の発生に応じた薬剤防除の徹底

【野菜栽培のススメ】～数年後には大規模産地の仲間入り～

平成 22 年度から、各 JA が独自に園芸作物の戦略品目を決めて大規模産地化にむけた「1 億円産地づくり支援事業」を展開しております。新川管内においても、それぞれの JA が戦略品目を選定し、数年後には園芸作物による大規模産地が誕生することを目指しています。

園芸作物に初めて取り組む際に不安材料となるのは①「価格は安定しているのか？」また「安定した販売先があるのか？」②「重労働になるのではないか？」③「ちゃんとした野菜になるのか？」等ではないでしょうか？ その点についてはしっかりと、価格保証や機械化、技術指導等の対策に取り組んでいます。

今回は、JA みな穂のさといも、JA くらべ及び JA うおづのねぎ類における取り組みについて紹介します。

1. 価格の安定化・共同選別・共同販売

(1) 『野菜価格安定制度』への加入・・・出荷期間の旬(月)毎の平均販売価格が保証基準額(出荷する市場や月によって違う)を下回った場合に、その下回った額に応じて価格差補給金が交付される仕組みです(さといも、ねぎ類も対象になっています)。

例 交付単価 = (保証基準額 - 平均販売価格) × 80%

価格差補給金 = 当該旬(月)の出荷数量 × 交付単価

(2) 『転作助成金・奨励金等』の助成・・・国・県・市町・JA から助成されます。

(3) 『共選・共販』体制で長期出荷・・・JA みな穂、JA くらべでは、選別場による共選・共販体制が整備されており、長期にわたり計画的に県内外の市場へ出荷されます。

2. 作業の省力化・軽労化

・各 JA、出荷組合では以下の機械等を整備しているので利用が可能です。

(1) JA みな穂のさといも関連機械等

①畦立てマルチャー

かまぼこ型の畦を作りながらマルチを張ります。

41 時間/10a ⇒ 2 時間/10a に削減



②定植機

種芋を1つずつ芽を上にしてカップの中に入れます。

16 時間/10a ⇒ 2 時間/10a に削減



③掘り取り機 26 時間/10a ⇒ 2 時間/10a に削減

④親子分離機 49 時間/10a ⇒ 10 時間/10a に削減

⑤選別場 70 時間/10a ⇒ 0 時間/10a に削減



規格外品やひ孫芋を取り除きます。



大きさ別に6段階に選別され、箱詰め・出荷されます。

(2) JA くらべ、JA うおづのねぎ類の関連機械等

①育苗・・・JA くらべでは苗作りが心配な方は委託・購入できます。

15 時間/10a⇒0 時間/10a に削減

②簡易定植機(JA くらべ、JA うおづ)

チェンボット苗を定植機に置き、引っ張ると
1ポットずつ植え付けされます。

16 時間/10a⇒3 時間/10a に削減



③皮むき機・・・JA くらべでは利用の他、委託も可能です。手で下葉を1～2枚落とし、風の力で4～6枚目の葉をむき3枚にします。

291 時間/10a⇒116 時間/10a に削減



④白ねぎの選別場(JA くらべ)

80 時間/10a⇒0 時間/10a に削減

太さ別に5段階に選別され、結束・箱詰めされます。



全長 40cm, 軟白長 20cm のコンパクトな短葉性ねぎ「ねぎたん」

(JA くらべ、JA うおづ)

3. 栽培技術の習得

- 各出荷組合(みな穂さといも出荷組合、黒部秋冬ねぎ生産組合、JA うおづねぎ出荷組合)に加入すれば、栽培研修会、圃場巡回、目揃い会等に参加できるとともに定期的に特報も配布される等新規生産者でも安心して栽培することができます。



栽培研修会



目揃い会

(参考) 品目別10a当たり粗収益、所得、労働時間の目安(県試算)

	さといも	白ねぎ	ねぎたん
粗収益(千円)	313	897	864
所得(千円)	142	310	260
労働時間(時間)	160(90*)	430(350*)	330

*JAみな穂、JAくらべの選別場を利用した場合

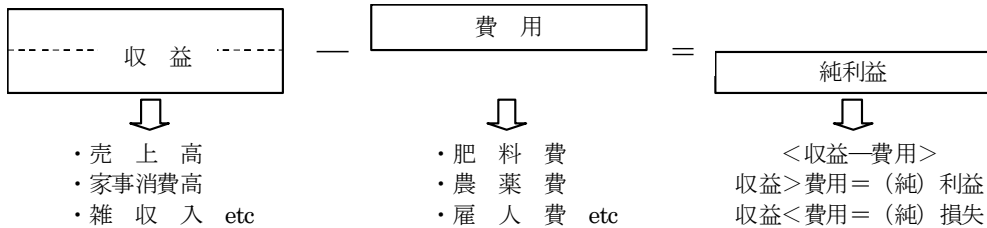
【経営改善のポイント その3】 ～損益計算書の見方～

今回は、財務諸表における損益計算書の見方について解説します。



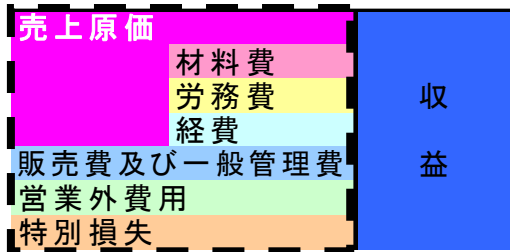
1. 損益計算書について

- ・期間中の収益、費用及び純利益（または純損益）の一覧表であり、言い換えれば期間中の営業成績です。収益から費用を差し引いた残りが当期の純利益となります。



2. 損益計算書の借方（左側）にある「費用」について

- ・費用は、肥料費、農薬費、販売費、雇人費などといった収益を獲得するために要した部分のことをいいます。



経営改善に向けた分析は、左記のような法人様式の損益計算書で行いましょう。

決算書から費用は、どの作物でどの程度が利益に貢献しているかは読み取れません。このため、仕分けの段階から作物毎に分けて管理することをお勧めします。

- ・当年と昨年の売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用を金額の多い勘定科目順に並べ一覧表に整理します。

今年			昨年			金額の増減
順位	勘定科目	金額	比較年順位	勘定科目	金額	
1	地代	3,200	2	地代	2,800	400
2	減価償却費	3,000	1	減価償却費	3,200	-200
3	修繕費	2,500	4	修繕費	1,800	700
4	臨時賃金	2,300	3	臨時賃金	2,200	100
:	:	:	:	:	:	

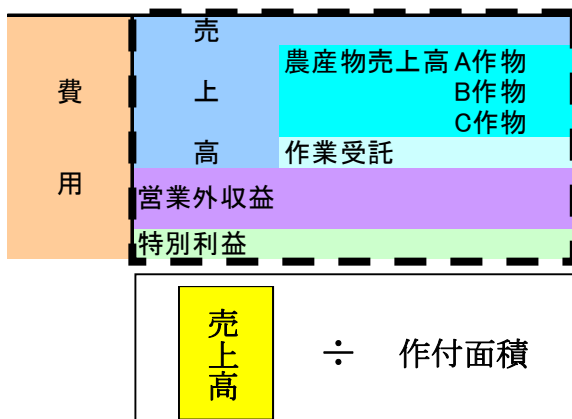
左表のように整理したら、なぜ、勘定科目の順位が上下したのか？また、勘定科目の金額が増減したのか？その原因を考えていきましょう。

金額多い勘定科目から順に費目毎に削減の可否を考えてみます。

損益計算書は、「実額」で検討した方が具体的に目標も見出しやすくなります。

3. 損益計算書の貸方（右側）にある「収益」について

- ・収益は、売上高をはじめとする営業活動成果をいいます。つまり、利益を生み出す元となる収入の総額のことです。



経営改善に向けた分析は、左記のような法人様式の損益計算書で行うとともに、売上高は、主要な農作物毎に分けましょう。

作物毎に売上高を分けることで、左図により単位面積当たりの売上高を把握することができます。

それにより、収益予測など経営計画を立てやすくなります。

また、売上高を年次別に表で整理することにより、売上高の推移が把握することができます。

エコファーマーマーク使用上の留意点

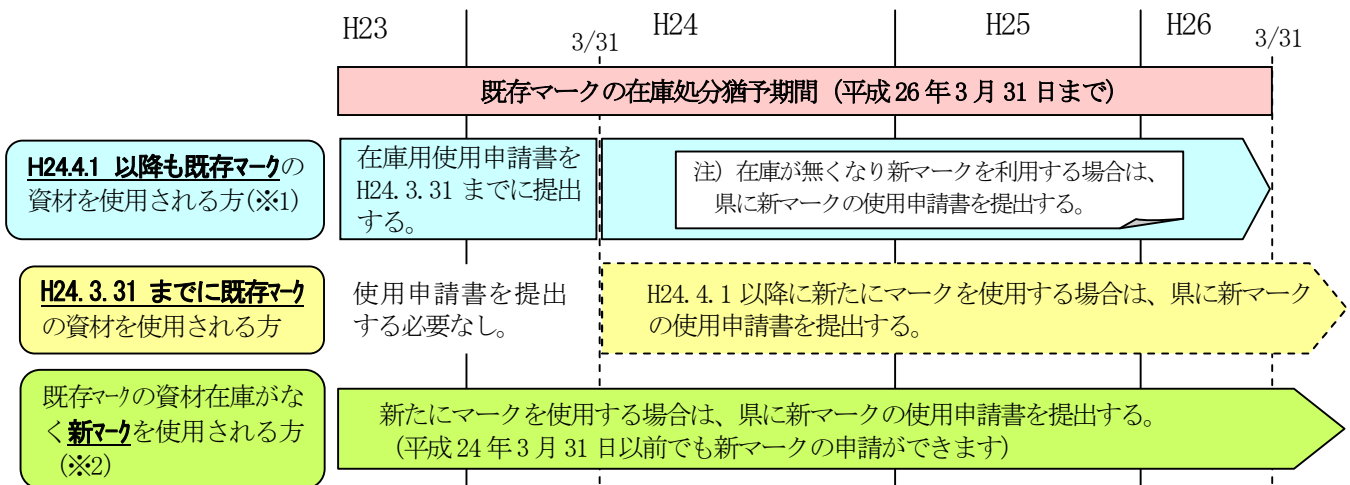


エコファーマー制度は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（特続農業法）」に基づき、土づくりの推進や化学肥料・農薬の低減に取り組む農業者として県が認定し支援する制度です。

これまでエコファーマーマークは、JA 全中が商標権を登録していましたが、マークの不適正使用もあり、各都道府県に商標権の譲渡を行うこととなりました。

本県では引き続きエコファーマーの皆様がマークを使用できるよう商標権の譲渡を受け、本県が制定した使用規定に基づく新マークとして使用していくこととなりましたので、下記の留意点を踏まえて、適正なマーク使用をお願いします。

～エコファーマーマーク使用に係る手続きについて～



○既存マークの使用(※1)

既存マークを付けた包装資材やシール等の在庫は、県に在庫使用申請書を平成24年3月31日までに提出すれば、平成26年3月31日までの期間(在庫処分猶予期間)として使用することが可能です。

○新マークの使用(※2)

新マーク(県が商標権を有するマーク)を使用する場合は、「富山県エコファーマーマーク使用規定」に基づき、県に使用申請書を提出し、許可を受け使用することができます。

また、毎年度、出荷期間終了後にマークの使用状況について使用状況報告を県に提出する必要があります。

【新マーク使用の留意事項】

- ・マークはシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができます。
- ・なお、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、導入計画に基づき生産された農作物にのみ使用することができます。
- ・団体申請の場合は、申請書に構成員の氏名、住所、認定番号の一覧及び規約(写)を添付して下さい。
- ・申請書に包装資材等に使用するマークのデザイン(記載するもの)の案を添付して下さい。

◎エコファーマーになりませんか！

「食の安全」に対する社会的関心が高まる中、本県でもエコファーマーの認定者数は増加しています。皆さんもエコファーマー制度を活用した環境にやさしい農業に取り組みませんか？

共同申請で女性も後継者も認定農業者に！

1 たくましい農業経営を実現するために、経営計画とルールづくりを！

家族全員で目標を共有し、経営戦略を立てるとともに、家族経営協定を締結して役割分担を明確にし、力を合わせて経営発展を目指しましょう。

問：家族経営協定とはどんなものですか？

答：農業経営や生活について、現状や将来の目標等を家族で話し合い、お互いが納得して約束を結ぶものです。協定に盛り込む内容として、①目的 ②経営計画の策定 ③経営の役割分担 ④収益の分配 ⑤就業条件 ⑥将来の経営移譲 ⑦生活上の諸事項などが挙げられます。

2 共同申請で女性も後継者も認定農業者に！

次の3つの要件を満たせば、夫婦や親子の連名による農業経営改善計画の共同申請ができます。

<共同申請の要件>

- ①農業経営改善計画の認定申請者が、すべて同一の世帯に属する者か、またはかつて同一の世帯に属していた者(その者の配偶者を含む)であること。
- ②家族経営協定等の取り決めの中で、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされていること。
- ③家族経営協定の取り決めが守られていること。



3 メリットを有効に活用しよう！

資金の融資	共同申請者も自分名義で低利の資金を活用できます。
農地の斡旋	農地の斡旋名簿に、共同申請者も登録できます。
農業者年金	保険料の一部国庫助成があります。
女性関係県事業	事業採択時に女性認定農業者を優先します。

がんばる女性を応援します！

県では、商品開発や事業規模拡大を目指すがんばる農村女性を対象に、女性起業の発展段階や事業目的に応じた取り組みを支援しています。

○農村女性起業チャレンジ事業

農村女性起業活動を行う個人、法人または任意組織を対象に、独自の技術やアイデアを活かした新たな商品開発やサービスの確立に対する取り組みを支援します。

○農村女性起業拡大支援事業

農村女性起業活動を行っている法人または任意組織、個人(認定農業者)を対象に、事業拡大に必要な直売・加工施設の整備や、加工機器の導入、マーケティング調査の活動経費等を支援します。

